

県北広域振興局長告示第33号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

県北広域振興局長 松岡 博

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市旭町第10地割74番3、74番4、75番2、76番2、77番2、78番2及び79番5並びに74番3、74番4、75番2、76番2、77番2、78番2及び79番5地先認定外道路及び認定外水路	75.50	4.50～6.00	平成24年5月18日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。